

## 資料2 各ヒアリング対象団体の意見概要等

	ページ
国立大学動物実験施設協議会	1
社団法人 日本獣医師会	5
社団法人 日本動物園水族館協会	1 1
全国動物管理関係事業所協議会	1 3
動物との共生を考える連絡会	1 5

特定動物に関する基準について  
ヒアリング（平成17年9月26日）説明資料

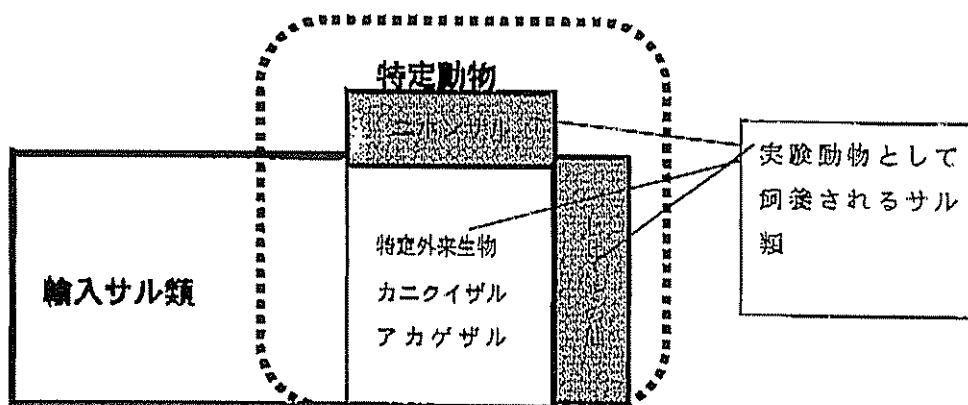
国立大学法人動物実験施設協議会  
（筑波大学大学院人間総合科学研究科/生命科学動物資源センター 八神健一）

基本的な考え方（全体への意見）

- 1) 実験動物としてのサル類は、従来より、逸出防止や人への危害防止の点で十分な配慮がなされており、施設外への逸出事例は極めて稀であり、しかも関係者により捕獲するなど適切な対応が行われている。（国動協会員施設での調査では、過去に1例の逸出事例がある）
- 2) 同等の趣旨をもつ複数の法令（外来生物規制法、感染症予防法）による規制の重複を避け、既に飼養等の規制を受けている動物は適用除外としていただきたい。
- 3) 実験用のサル類は、実験目的に応じて、多様な飼育方法や各種の実験措置が必要であり、そのために一時的な移動や保管を伴う（外科手術、MRI や CT 装置など特殊装置での診断）。画一的な基準では、適正な運用が困難な場合が予想されるため、移動や一時的保管には、基本的には、2重の逸出防止策をとればよい。

<指定種>

- 1) 「骨子案」にある動物種が、妥当と考える。
- 2) 実験動物として該当するものは、主にサル類であり、その飼養状況は資料1および2に示す。
- 3) 外来生物規制法による「特定外来生物」を除外すれば、ニホンザルおよび少数のヒヒ等が新たな規制の対象と考えられる。
- 4) 感染症予防法に基づく「輸入サル類」や「特定外来生物」は、学術研究や動物園など以外での飼養等を原則禁止の立場である。「特定動物」においても、同様な立場を検討してはどうか？



<許可の適用除外規定>

- 1) 「骨子案」のとおり、外来生物規制法に基づき「特定外来生物」として飼養等の許可を受けたサル類を除外とする。

- 2) 感染症予防法に基づき、許可を受けた飼養・保管施設で特定動物を飼育する場合には、追加情報の届出など、手続きを簡略化する。

特定動物の基準：人の生命、身体、財産への危害防止（逸出防止）

外来生物規制法：人の生命、身体の保護、農林水産業や生態系への影響防止（逸出防止）

感染症予防法：人への感染防止（逸出防止、隔離）

カルタヘナ法：遺伝子組換え生物による生物多様性への影響防止（拡散防止）

#### <許可及び取扱い基準並びに個体識別措置>

##### 1) 第三者の接触防止

許可基準の「取扱者以外の者が容易に特定動物に触れるおそれがない構造及び規模であること」、取扱い基準の「第三者の接触防止措置と接触禁止の告知」は極めて重要であり、規定に入れることを希望する。

##### 2) 用語の定義

飼養施設において、動物を収容するケージ（檻）とケージを設置する飼育室などの区別を明確にする（基本的には2重の逸出防止構造又は措置が必要）。

##### 3) 「申請者が施設の維持管理の権限を有していること」

基本的には、特定動物の管理とその飼養施設の維持管理の両方の責任が必要である。現実には、両者の責任・権限が分離していることもある。両方の責任・権限が一体でない場合は、委任関係を示すなどの方法も考慮すべきである。

##### 4) 取扱い基準

施設管理や動物の取り扱いは、各動物の基準（実験動物の飼養及び保管等に関する基準）に規定されるべきことが多く、特定動物基準では、「特定動物の管理の上で特に規定すべき事項」に限定すべきである。例えば、災害時の対応をあらかじめ決めておくこと、捕獲器具の準備と訓練の実施、事故（施設外への逸出、第三者への危害）の報告等に関する規定が必要と考える。

##### 5) 飼養施設以外での飼養・保管等

上記「基本的な考え方」で述べたとおり

##### 6) 識別手段

基本的にはマイクロチップの埋め込みが推奨されるが、機器例えばMRIを用いた場合マイクロチップは機能を果たさなくなる。簡易で安価、かつ外部から誰でも容易に観察確認でき、特別な技術も要しない「入墨法」や「首輪」などを識別法として追加する。

#### <その他>

特定動物の関する動愛法の改正は、従来、各自治体の条例で規制されていた「特定動物」を全国一律な規制とするものである。従って、各自治体が独自に定めていた基準を廃止し、「特定動物に関する基準」の趣旨から逸脱する独自の条例を制定しないよう、行政指導を徹底していただきたい。

資料1 国動協施設におけるサル類飼育状況

	H12		H13		H14		H15	
	飼育数 (施設数)	使用数 (施設数)	飼育数 (施設数)	使用数 (施設数)	飼育数 (施設数)	使用数 (施設数)	飼育数 (施設数)	使用数 (施設数)
ニホンザル	730.1匹 (23)	232匹 (17)	704.8匹 (22)	200匹 (17)	698.9匹 (19)	131匹 (13)	711.3匹 (19)	134匹 (13)
タイワンザル	13匹 (1)	0 (0)	12.2匹 (1)	3匹 (1)	10匹 (1)	0匹 (0)	10匹 (1)	0匹 (0)
アカゲザル	291.0匹 (10)	40匹 (5)	297.7匹 (9)	74匹 (5)	322.4匹 (10)	57匹 (6)	318.9匹 (11)	74匹 (8)
カニクイザル	113.6匹 (17)	16匹 (4)	133.6匹 (15)	33匹 (9)	145.9匹 (12)	40匹 (4)	195.4匹 (10)	59匹 (7)
ブタオザル	2匹 (1)	0匹 (0)	2匹 (1)	0匹 (0)	1.9匹 (1)	1匹 (1)	1匹 (1)	0匹 (0)
ベニガオザル	2匹 (1)	0匹 (0)	1匹 (1)	0匹 (0)	1匹 (1)	0匹 (0)	0.7匹 (1)	0匹 (0)
ボンネットザル	9匹 (1)	0匹 (0)	9.3匹 (1)	0匹 (0)	10匹 (1)	0匹 (0)	10匹 (1)	0匹 (0)
ヒヒ	19.1匹 (4)	7匹 (2)	10.9匹 (4)	7匹 (3)	8.8匹 (3)	4匹 (1)	9匹 (3)	1匹 (1)
ミドリザル	9匹 (2)	0匹 (0)	9匹 (2)	0匹 (0)	8.6匹 (2)	1匹 (1)	7匹 (2)	3匹 (2)
パタスザル	2.4匹 (1)	0匹 (0)	1.5匹 (1)	0匹 (0)	1匹 (1)	0匹 (0)	1匹 (1)	0匹 (0)
テナガザル	6匹 (1)	0匹 (0)	5.8匹 (1)	0匹 (0)	5.8匹 (1)	0匹 (0)	4匹 (1)	0匹 (0)
チンパンジー	12.5匹 (1)	0匹 (0)	13匹 (1)	0匹 (0)	13匹 (1)	0匹 (0)	13匹 (1)	0匹 (0)
フサオマキザル	18.6匹 (1)	1匹 (1)	19匹 (1)	0匹 (0)	19匹 (1)	0匹 (0)	19匹 (1)	1匹 (1)
ケナガクモザル	1匹 (1)	0匹 (0)	1匹 (1)	0匹 (0)	1匹 (1)	0匹 (0)	1匹 (1)	0匹 (0)
リスザル	10.4匹 (3)	5匹 (1)	5.0匹 (1)	0匹 (0)	5.0匹 (1)	0匹 (0)	5匹 (1)	0匹 (0)
コモンマーモセット	106.5匹 (6)	31匹 (4)	96.1匹 (6)	35匹 (5)	83.2匹 (7)	23匹 (3)	108.3匹 (7)	22匹 (3)
ワタボウシタマリン	25.1匹 (1)	0匹 (0)	26.3匹 (1)	1匹 (1)	26.5匹 (1)	0匹 (0)	27匹 (1)	0匹 (0)
ヨザル	14匹 (1)	0匹 (0)	14.7匹 (1)	1匹 (1)	14.5匹 (1)	0匹 (0)	15匹 (1)	1匹 (1)
オオガラコ	1匹 (1)	0匹 (0)	1匹 (1)	0匹 (0)	1匹 (1)	0匹 (0)	1匹 (1)	0匹 (0)
ツパイ	18.1匹 (1)	16匹 (1)	1.2匹 (1)	4匹 (1)	1.2匹 (1)	5匹 (2)	0匹 (0)	0匹 (0)

国立大学法人動物実験施設協議会(国動協)54施設の調査

飼育数:平均飼育頭数(年間延飼育頭数/365日)

使用数:実験使用頭数

資料2 国動協施設におけるサル類飼養施設の許認可状況

	飼育サル類	12年	13年	14年	15年	飼養施設の許認可
I	ニホンザルだけ	11	12	12	12	未(特定動物の基準)
II	ニホンザル + 特定外来生物	10	9	7	6	外来生物規制法
III	ニホンザル + 特定動物*	0	0	0	0	
IV	特定外来生物 + 特定動物*	2	3	3	3	外来生物規制法
V	特定動物*だけ	1	0	0	0	
VI	特定外来生物だけ	5	4	6	8	外来生物規制法
VII	ニホンザル + 特定外来生物・特定動物	3	2	1	1	外来生物規制法
	その他	0	3	3	4	
		32	33	32	34	

\*ここでいう特定動物はニホンザル、タイワンザル、アカゲザル、カニクイザルを除く

動物愛護管理法の一部を改正する法律の施行等のあり方について  
(意見及び要望)

1 はじめに

- (1) 今回の動物愛護管理法の一部改正に際し、日本獣医師会は動物の所有者及び動物取扱業の責務規定（いわゆる「所有者責任」）の整備と遵守を基本とする見直しが必要との観点に立ち、別紙に示した7点の改正を要請したが、そのほとんどが実現する運びとなった。
- (2) なかでも、環境大臣の定める基本指針に即し都道府県が愛護管理推進計画を定め、国と地方公共団体が一体となって動物愛護福祉施策を計画的に推進する基本計画制度の創設が実現したことは画期的なこと。
- (3) 今後、動物愛護部会において関係政省令・基本指針等のあり方を審議するに当たっては、今回の改正が、真に「所有者責任」の原則に基づく日本型の動物愛護福祉施策として広く国民的理解の下で推進・定着されるよう次の事項に配慮した対応をお願いする。

ア 動物飼育者及び動物取扱業に対する「所有者責任」意識の徹底と自発的取り組みに対する支援

イ 動物愛護推進員・協議会制度の充実・整備による地域及び全国ネットワークの構築

ウ 動物愛護管理に係る地方公共団体の行政組織及び機能の充実・整備と専門職職員配置の促進

エ 動物愛護福祉施策普及・啓発のための国民運動の一層の展開

2 改正事項別の意見及び要望

- (1) 基本指針の策定に関する事項（第5条及び6条関係）

基本指針においては、動物愛護福祉施策が、国、地方公共団体主導により、動物愛護推進員・協議会制度の機能を通じ計画的に推進されるよう次の事項に関することを定めること。

ア 都道府県・政令市等による動物愛護推進員の委嘱の促進と全国及び都道府県・政令市における愛護推進協議会の組織化の推進

イ 動物愛護管理センター等の地方公共団体行政機関の機能の充実・整備  
①動物愛護担当職員として獣医師専門職職員の配置の促進

②動物取扱業に対する監視・指導及び個体識別確認・照会事務執行体制の整備

ウ 国、都道府県及び動物愛護推進協議会組織による動物愛護国民運動の展開による普及・啓発対策の一層の推進

(2) 動物取扱業に関する事項（第10条から第24条関係）

動物愛護管理法の直接の受益対象は、販売等の対象となる飼育動物にあることを念頭に、ペット卸売り市場やブリーダー一間の取引に係る関係者も動物取扱業者として位置づけるとともに、取扱業の登録拒否基準及び管理方法等に関する基準においては、業者間の取引に対しても規制が徹底されるよう配慮する一方、販売等の対象動物については過度のストレス防止等健康管理に関し次の事項を定めること。

ア 幼齢動物販売に対する月齢制限

イ 展示販売に当たっての終日展示の制限

ウ 動物販売に当たっての健康状態チェックの励行とワクチン接種等の感染防止措置を実施した場合における獣医師が発行した証明書の添付の義務づけ

エ 販売動物のトレーサビリティ確保のための動物の仕入れ情報（生産情報（生産者及び生年月日）、仕入れ（輸入）先及び時期）、毎日の飼育管理状況の記録と記載書類の保管及びこれらの情報の購買者の求めに応じての開示の義務づけ

(3) 動物の個体識別に関する事項（第7条）

ア 動物に対する所有の明示は、「所有者責任」の担保措置の基本。所有の明示なくして飼育者の動物愛護福祉は浸透しない。動物の個体識別と個体情報の信頼ある登録管理のニーズにマッチした個体識別措置としては犬、猫等の家庭動物については国際標準とされているマイクロチップ（MC）が最も有効かつ信頼性のある措置。既に外来生物被害防止法、犬等の輸出入検疫規則においては確実な動物個体識別措置として MC を規定しているところ。

イ 一方、動物愛護公益4団体と日本獣医師会は共同で動物 ID 普及推進会議を立ち上げ、①飼育者の求めに応じ MC の注入と個体データの登録管理、②飼育者又は行政機関からの個体情報照会に至る一連の個体情報登録管理・照会対応事業を実施しているが、現状では MC による識別が飼育者の任意によること。また、事業の信頼性確保には行政機関による個体情報読み取りとの連携が不可欠であるが、まだ、全体的取り組みが進展しているのは3都県に止まっているのが実情

ウ 今後、確実な個体識別による「所有者責任」を担保するため、環境大臣が定める個体識別措置は、家庭動物、展示動物については、MC によることとするとともに、MC 個体識別措置の自主的取り組みを推進するため、①地方公共団体による法第35条の規定に基づく引き取り動物及び法第36条の規定の基づく負傷・死亡収容動物に対する個体情報の読み取りと個体情報登録団体（機関）に対する照会事務及び引き取り動物を譲渡する際の MC 注入をガイドラインに明示すること。また、②家庭動物に対する MC 個体識別・登録管理推進のモデル地区整備事業を創設すること。

(4) 特定動物に関する事項（第26条から33条関係）

ア 特定動物の飼養又は保管の基準の整備に当たっては、特定外来生物被害防止法等の他法令との規制内容との関係に配慮すること。また、基準制定の目的が人の生命等に対する危害防止にあることから、基準の内容は逸走防止措置が主体となるが、基準の運用に当たっては特定動物に対する愛護精神による適正な取扱いを併せ踏まえ対応する必要がある。

イ 特定動物の飼養許可条件としての個体識別措置については、規制の趣



旨を踏まえ、確実、有効な識別措置として MC 個体識別が不可欠と考えるが、特定外来種被害防止法に基づき MC 個体識別と登録が義務づけられた特定外来動物に対するのと同様、規制対象の特定動物に対する MC 注入の技術対応について全国平準化した受け入れが確保されるよう、獣医師会、野生動物保護団体及び動物園・水族館関係者の協力を得て施行前における技術修得の研修等の対応をはかること。

(5) 犬及びねこの取引り及び負傷動物等の収容等に関する事項（第 35 条及び 36 条関係）

前記（3）のウと同様

(6) 実験動物に関する事項（第 41 条関係）

実験動物の飼育管理については、3 R の理念が導入されることにより動物愛護福祉概念に基づく実験動物の飼育管理基準の整備が促進されることとなるが、併せて、今後、動物実験の実施に係る各種ガイドラインの統一的整備を図ることにより動物実験実施の透明性の確保と適正実施について社会的理解の下で外部評価に耐え得る体制を検討する必要がある。

【別紙】

「動物の愛護及び管理に関する法律」改正要望事項

- 1 動物の個体識別による所有の明示の義務化（第5条関係）
- 2 国、都道府県等における動物愛護施策取組み体制の整備（第7条及び第17条関係）
  - (1) 動物愛護・管理対策基本計画制度の創設
  - (2) 都道府県等の動物愛護担当職員の職務制限の明確化と必置の推進
- 3 動物取扱業に対する規制措置の整備（第8条及び第11条関係）
  - (1) 動物取扱業の登録制への移行と更新制の導入
  - (2) 動物販売時における獣医師発行による健康証明書の添付の義務化
- 4 危険動物対応の強化（第16条関係）

危険動物飼養について許可制の導入
- 5 引き取り犬・猫の譲渡の推進と引き取り対象動物種の拡大（第18条関係）
- 6 実験動物福祉規定の整備（第24条）

実験動物の利用に際しての3R（代替法の採用、使用数の削減、苦痛の軽減）概念の導入等の関係規定の整備
- 7 学校飼育動物の適正飼養の推進（新設）

学校や福祉施設等で飼養する動物に関する適正飼育に関する規程の整備

（参考）日本獣医師会動物愛護福祉委員会報告：平成16年10月  
動物愛護・管理制度の充実・整備について（「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正に向けて）